

## 第9章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能向上と住民に対する予防知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、次に定めるところによる。

### 1 訓練実施機関

訓練は、大樹町防災会議の構成機関の長、公的団体の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に作成し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

### 2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全に期すため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 災害通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難救助訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) その他災害に対する訓練

### 3 民間団体との連携

町及び防災関係機関は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び災害時要援護者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。